

港湾運営会社

制度創設

港湾運営会社とは、港湾法に基づき国土交通大臣又は港湾管理者が、国際戦略港湾又は国際拠点港湾毎に一を限って指定した、コンテナターミナル等を一体的に運営する株式会社であり、全国で9つ指定されています。

国際コンテナ戦略港湾政策の前身であるスーパー中核港湾政策では、平成16年に港湾法を改正し、民間事業者（主に港湾運送事業者）が様々な支援を受けつつ、国等が整備した高規格のコンテナターミナルを埠頭単位で運営することが可能となりました。一方で、当時コンテナ船の大型化や寄港地の絞り込み、東アジア等における港湾間競争は一層の激化が進んでいたことから、国際基幹航路の日本への寄港数については、引き続き減少が続いていました。

このような状況の中、国際コンテナ戦略港湾政策において、平成23年に港湾法を改正し、港湾における複数の埠頭（埠頭群）を、一つの民間事業者が効率的に運営するための港湾運営会社制度が創設されました。

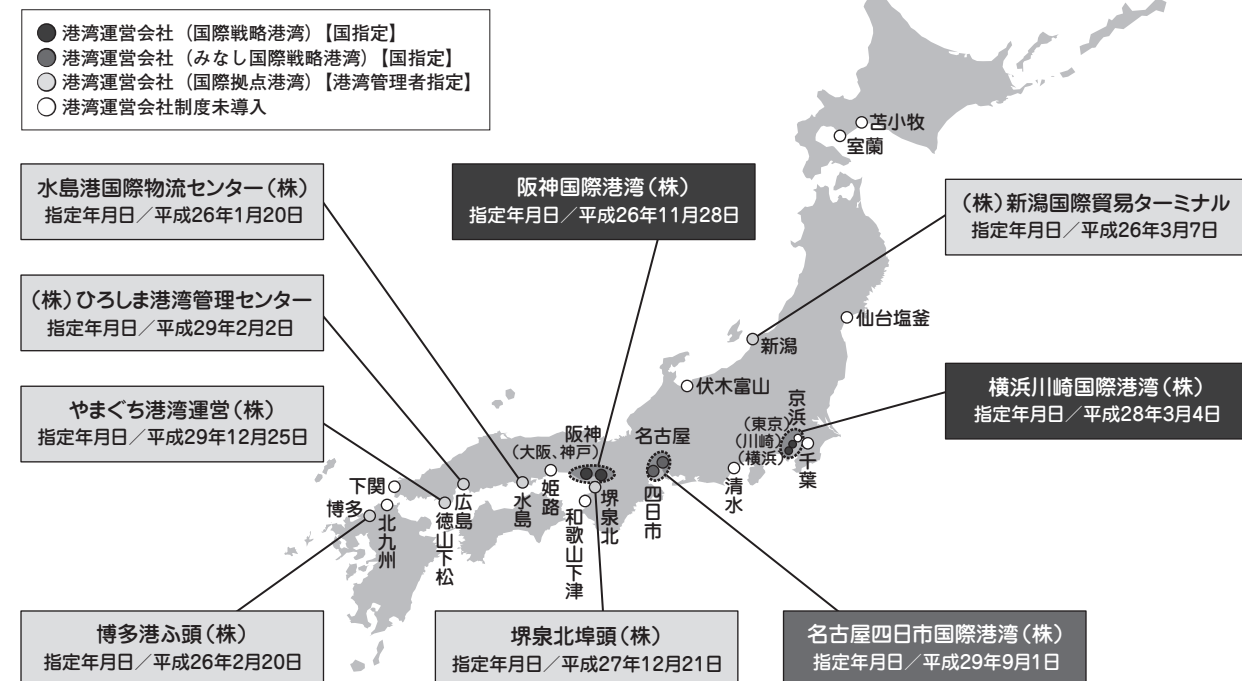
役割

港湾運営会社は、コンテナ取扱貨物量の増加及び国際基幹航路の維持・拡大を通じて我が国産業の国際競争力を強化することを目的として、コンテナ船

の柔軟な着岸・荷役や、貨物の円滑な積み替えを実現すべく、国・港湾管理者から行政財産の貸付を受けつつ、自ら整備した施設とともにコンテナターミナルの効率的な運営を行っています。また、国内外からの集貨を促進するため、係船料、ガントリークレーン使用料等を含めた、港湾運営会社による一体的な料金設定により、港湾利用者（船社や荷主）が港湾施設を安く利用できるようにするとともに、国際フィーダー航路拡充のための取り組みの強化や戦略的・機動的なポートセールスによる荷主と船社のマッチング支援等に取り組んでいます。

最近の動向

従前からのコンテナターミナルの運営事業に加え、東京湾、大阪湾においてLNGバンカリング事業を行う合弁会社にそれぞれ出資することで物流・脱炭素等の新規事業分野への展開を進めています。また、阪神国際港湾（株）においては、カンボジアのシハヌークビル港湾公社へ出資し、人的交流や技術的な支援を通じて集貨に資する国内外とのネットワークを構築することにより収益の向上を図っています。引き続き、国際コンテナ戦略港湾政策に基づいて、機能強化に資する施設整備や国際基幹航路の誘致・集貨事業等への投資を促進するとともに、組織体制を拡充し、船社・荷主等への営業活動や新規事業の企画実施機能を強化していくこととしています。



港湾運営会社の指定状況（令和5年10月1日現在）